

会議名	第1回伊丹市特別職報酬等審議会
開催日時	平成26年12月3日(水) 15:00~17:10
開催場所	伊丹市役所2階 市長応接室
出席した委員の氏名	榎木光夫委員、岡野英雄委員、阪部三栄子委員、田村友徳委員、藤田昌弘委員、南典子委員、山下彰一委員、吉屋英子委員
傍聴者数	0人
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 市長あいさつ</li> <li>3. 委員紹介</li> <li>4. 会長選出等</li> <li>5. 諮 問 「特別職報酬等の額等について」</li> <li>6. 資料説明等</li> <li>7. そ の 他</li> <li>8. 閉 会</li> </ol>

No.	内容	詳細
1	開会	省略
2	市長あいさつ	省略
3	委員紹介	省略
4	会長選出等 市長 委員 藤田委員 市長 会長	<p>会長の選出は委員の皆さまによる互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>条例第4条には、「会長が会務を総理する」となっていますので、公平・中立な方でないといけないので、答申案も会長が中心になってきますので、この10名の中で藤田委員が会長にふさわしいと思いますので推薦いたします。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なしの声＞</p> <p>審議会の会長を務めさせていただきます。皆さまのお力を借りて進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>恐縮ですが、以下の進行をお願いいたします。</p> <p>条例の中にもございますように会長の職務代理を経験豊富な岡野委員をお願いしたいと思います。</p>

		それでは、第5の諮問の項目に入りますけれども、市長から本市議会に対する諮問をお願いします。
5	諮問	省略
6	資料説明等 委員 事務局 委員 事務局 会長 事務局 委員 事務局 事務局 会長 事務局 委員 委員 事務局 委員	<p>&lt;事務局より資料に基づいて説明&gt;</p> <p>人口は直接関係ないと思います。審議には。人口ですけど26年3月31日の時点で20万超えているのですね。私の認識では、19万台が続くと思っていまして…増えたのですね。</p> <p>外国人の住基人口のとらえ方も若干変わったこともございまして、今、20万という大台に乗っておる状況でございます。</p> <p>わかりました。その後は人口の推移が増えているのか減っているのか、その傾向は？</p> <p>傾向ですけれども、後程になりますけれども、財政の現状の課題というところでも、今後の推計人口等が出てまいります。そこで、ご紹介をさせていただけたらと思います。</p> <p>そうすると確認ですが、この人口は住基の人口ですね。</p> <p>はい。住基の人口です。</p> <p>これ…三田市はもっと多くないですか。三田市に行ってきたけど、人口がかなり増えているという話だった。20万人を出ているような話だったんですけど。</p> <p>こちらの資料が、各市に調査をお願いして、それを集計しておるところです。万が一、数字の方が大きな変わりがございましたら、次回訂正させていただきます。</p> <p>委員からご質問いただいたのは一般的な推計人口かと思えます。今、推計人口ですと伊丹市で197,000、何がしかです。</p> <p>人口は国勢調査があり、推計があり、住基のデータがありますので、そのところだけは明確にしておいた方がいいですね。</p> <p>次回にご報告させていただきたいと思えます。</p> <p>どうしても、人口と給料の比率を考えるので。市会議員にしても。</p> <p>議長・副議長は1位で高いね。それだけ、伊丹市は財政が豊かなのかな。</p> <p>類似団体の調査によりますと。財政の状況の方は、資料でまた説明させていただきます。</p> <p>ここだけの話だけど、今市会議員が28名でしょう。人口からして28人いないと思う。もっと減らせば報酬も減るのだから、それをもっと他に回してほしい。20名いればいいでしょう。</p>

会長	資料の 11 ページ・12 ページの市長・副市長というのはあくまでも本則の比較。現実には、実はもう少し数字が小さくなる、ということですか。
事務局	はい。伊丹市におきましては低くなっておりまして、各団体において減額をされているところもございました。その状況も見ていく必要もあるかと思えます。
会長	資料 26 ページの細かいことです。一番上にある法律案の概要となっているけれども、案ではなく、これは通ってしまっているということで、もう案ではないと思ってよろしいですね。
事務局	はい。そうです。11 月 12 日に可決成立されております。
委員	期末手当というのはいつからいつまでの間で、何回かに分けて支給されるのですか。
事務局	期末手当は 6 月と 12 月に支給されるものでございまして、それぞれ前半年の在籍状況等に応じて支給されるものです。
委員	例えば 3 か月分というのは、6 月に 1.5 か月分、それとも 3 か月・3 か月分ですか。
事務局	半年分を支給する状況でございまして、具体例を見ていただきますとすれば、例えば市長・副市長のお話でいきましたら、6 ページの市長等の条例の第 3 条をご覧くださいませでしょうか。こちらは期末手当ということで記載がございまして、6 月 1 日と 12 月 1 日が基準日となっており、実際の支給日につきましては 6 月については 30 日、12 月については 12 月 10 日が基本的な支給日となっております。それで、それぞれ、支給する割合につきましては、この市長・副市長につきましては、6 月に支給する場合においては、100 分の 140、第 3 条の第 2 項と呼ぶのですけれども、第 3 条で 2 が附されているところに記載がございすけれども、6 月は 100 分の 140、12 月は 100 分の 155 ということで、一般的に何月分といわれる分で行きましたら、6 月が 1.4 月、12 月が 1.55 月というような形です。
会長	そういう意味で合わせて 2.95 月ということですね。
委員	資料 23 ページの一般職のところですが、基本こちらは一般職に対する勧告だと思えますけれども、当審議会とは参考になると思えますけれども、中身で、上の四角のところ、7 年ぶりの引き上げとのことで、①が俸給表の水準を引き上げると書いていますが、その下の方では逆に、水準を引き下げると、

	事務局	<p>俸給表の水準を引き下げるということで、相反する内容かなと思うのですが、これは何を指しているのですか。</p> <p>まず、引き上げというものは、26年4月の段階で民間の給与と比較したら、公務員の方が若干低かったという結果が出ており、それに対して、特に若年層の方が、初任給あたりの方が、民間に比べて低かったという状況があったので、この26年度において若干の引き上げをしようという勧告になっておりました。それで今おっしゃった今度引き下げというお話があります。次に公務員の全国の地域の民間の状況とか公務員の支給のあり方等を全体的に見直した場合には、給与の水準を全国的に民間の水準が低いところに一旦、給与水準を平均2%下げて一旦低いところで全国的な水準を合わせましょうというような形になりまして、落とした後、そこで地域性によって、地域手当でどうカバーしていくかというような仕組みに、勧告になってございます。一見いただいた場合には上がって下がってというようなかなり分かりづらい勧告になっておりますけれども、総合的見直しの方は水準を全体的に一律にしてからもう一回全国の支給のあり方を考え直そうといった対応になってございます。</p>
	委員	<p>民間といってもね、大手と中小とあるからね、それはどの辺をみるのか。</p>
	事務局	<p>民間のどのような事業所をみているかというのが、こちらの人事院勧告を出す今までのやり方・ルールの中でいきましたら、23ページのところにございます、真ん中の辺りです。</p>
	委員	<p>皆さん、これ真ん中の辺りにね、民間は4.12カ月って入っているけれども、こんなに大量に出してるはずはないと思う。</p>
	事務局	<p>事業規模が50人というのが一つの調査の母体になっていきます。</p>
	委員	<p>そうでしょう。大手やと思います。中小じゃこんなよう出さない。</p>
	事務局	<p>全国的といいますか、そのような議論もあろうかと思えますけれども、人事院勧告としましては一定の事業規模…</p>
	委員	<p>それは民間としてね、高い方を選ぶわね。行政はね。</p>
	事務局	<p>調査機関として出てきておる状況でございますので。おっしゃるように、実際の中小企業、数人での会社の状況というのは…</p>
	委員	<p>はい、分かりました。まあ、難しいところやね、その辺りは。</p>

会長	そうですね。先ほどの人事院勧告のでこぼこがあって、とりわけ、若年層のところ、そのところ、みたらいいわけですね。
事務局	はい、26年度につきましては、若年層の方での給与のアップが若干多くなってきて。
会長	そうしておいて、全体的に下げたと。
事務局	はい、27年度からは全体的に下げると。そのときにおいても若年層はまだ据え置きというような、どちらかといえば高齢層に向かいまして引き下げが大きくなっていく、初任給は27年度での引き下げは行われないうような勧告になっております。昨今の人事院、国家公務員、地方公務員もそうですけれども、基本的には高齢層の給料を民間と同じように抑えていくというような傾向がここ数年みられておる状況でございます。
会長	<p>&lt;財政状況の資料説明&gt;</p> <p>これは今現在、報酬をいくら払っているかの対象としていることと直接は結びつきませんが、ロングレンジでみたときの大きい課題として一緒に参考にしていただければなと思います。これも含めまして、今までの事務局からの説明に対して、色々ご意見を頂戴できればなと思います。</p>
委員	全般みたら財政は良い方向というように出ているのですが、4ページの真ん中の辺ですけど、市債残高という欄があって、25年度決算では306億円ですけど、27年度決算での目標が350億円となっていて、ちょっと増えるのですけどね。若干心配な気はするのです、その市債残高が増えるっていうのが。この辺はどうなのでしょう。
事務局	こちらが、目標値として350億程度まででしたら行財政を運営していく中で十分安全なところだというような目標設定となっております、350億まで実際の決算ではいっておりません。ここまで借金がいけるかなというところが306億円でとどまっているというようなことです。
委員	目標が306億円より減れば安心なのですが。増えるのはちょっと心配があるのです。
事務局	平成21年度に目標設定した時の借金が、432億あったものでございますので、それが306億円まで減ってきているというようなことで、かなり抑えてきているというような状況でございます。目標値として350億円までだったら大丈夫だというライ

	<p>会長</p>	<p>ンですので、評価としては数値目標も達成しておりますし、安定的な運営ができているといえると思います。</p> <p>これは色々と議論があるところだと思いますが。本委員会で議論するところとは違うかもしれませんが、市民の皆さまの色々なご意見もお聞きしておいた方が今後のことにも参考になると思いますので。そういう意味からいきますと後から7ページ目のところの市債現在額という市債そのものが残高、現在高の推移というのが減ってないというのはある意味ではいろんな方の見方があるだろうなという感じはしますね。</p>
	<p>事務局</p>	<p>7ページの真ん中のところの市債残高は濃い部分と薄い部分に色分けされておりまして、合計額というのとは変わっておらないのですが、実は薄い部分というのが特例債になっておりまして、こちらの方がどちらかといえば国の都合で市が借金をしている部分でして、財源についてはほぼ全額を国が手当てをしておりますので、実質的な市の借金というのは普通債という色の濃い部分が実際の借金になります。返さないといけない借金というのが色の濃い部分になります。そういう意味では着実に減らしてきておりまして、先ほどの部分におきましても平成21年度に実質的な借金が432億円あったので、それを27年度には350億円ぐらいまで減らしましょう、80億円ぐらいは減らしましょうということで目標を立てたのですけれども、それが逆にいいますと前倒しで達成できているというような状況でございまして、着実にといいますか、予定を上回るペースで借金の方は返済が進んでおるという状況でございまして、</p>
	<p>会長</p>	<p>どうしてもこういう表をみせられると、こちらの方に目が移りますけれども、我々としてはこちらの方が中心でございまして、この中でちょっとまだ意見がほしい、あるいはこれはどうなっているのというようなところがあれば、ぜひお願いします。</p>
	<p>委員</p>	<p>市長と特別職、公共団体ではトップをサポートする議員、民間でいうと社長と取締役あたりかなという認識でおるんですけども、民間であれば業績に対応して、地方公共団体なら財政にある程度リンクすると思うのですが、一つ知りたいのは、周辺の阪神7市の財政状況と周辺の各市の報酬を変えられた市もあると思うんですね。そういった状況の情報をいただけないのかなと思ひまして。</p>

会長	今の話は、伊丹市のことはよく分かったと、周辺の市はどうな ってんのと、いうことで、今日言って、明日集まるものではない かもしれませんが、是非そちらの方にも努力していただければな ど。それからもう一つは、特別職の周辺の自治体は今現在どう いう取り組みがなされているかということだと思いますので、こ れは一つ宿題にさせていただきたいと思 います。
委員	三田市でも同じような審議会が行われていると思います。
会長	これはなんとか、後者の方は次回ぐらいには何か最近の状況 を。
事務局	結論とかはまだ出てないかと思 いますけれども、今どのような 状況かというのは確認してお きます。次回に。
委員	この辺の各市の状況となると大変な資料になると思 いますから絞ってやらないとい けないですね。
委員	4 ページの指標だけでも一 覧でわかりやすく。
事務局	財政の指標の一覧をできる 範囲で確認させていただきます。
会長	努力だけはしてください。な かなかこれは難しいかもしれ ませんが。他に何かございま しょうか。もし、ないよう でございましたら、大分時間 も予定の時間になりつつござ いますか。何かよろしゅう ございますか。はい、それ では私の方からお願いした いことがあります、この前 回の答申のなかで、附帯意見 もつけて答申したのですが、 前の答申以降どうなってい るのかなというのが少し気 になっておりますので、分か っている範囲でご説明いただ ければと思います。
事務局	先ほど、資料にございました、 答申は、17 ページ以降です けれども、こちらの答申で いただきました報酬額の 5.2%の改定というのは、 答申いただいて直近の翌年 度、19 年の 4 月に 5.2% のマイナスの改定を実施し ています。また、答申の中 にございます、市長等の退 職手当の支給率につきまし ても答申を踏まえた対応 で 19 年 4 月に支給率を改 正しておる状況でございま す。それと、先ほどの資料 の 20 ページ、附帯事項で ございますが、一つ目の特 別職の期末手当のあり方 についてですけれども、市 長・副市長等につきまし て、23 年 4 月にこちら のご意見を踏まえた一般 職等の状況も考えながら、 国や県の特別職に合わせた 算定方法には変更したと ころでございます。けれど も、議員につきましては、 従前どおりの一般職に 準じた算定方法になっ

<p>会長</p>	<p>ている状況はございます。それと、二つ目でございます、市の附属機関の委員報酬を議員が併給するということにつきましては、議員に委嘱しないという方向で整理を行っている状況です。三つ目の行政委員会その他の特別職の報酬につきましては、今回、5.2%マイナスの答申を踏まえた対応として19年4月に改定を行ったという状況であります。</p> <p>そうしますと、先ほど委員からありました、市長並びに副市長は1.44と1.5だから2.95になっており、議員は⑤のページにある、右のページにある2で100分の190と100分の205であるから、3.95になっているということと理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>そうすると特別職全体でという中で市長と副市長と議員とのギャップが存在しているという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、現行で差が生じているという状況です。</p>
<p>会長</p>	<p>附帯事項ですので、これをこうせいああせいというお話ではないんですけれども、我々の議論はその特別職のところを見ていこうということでありまして、先ほどの本則というところが焦点ですから、先ほどの⑤ページにもそういう意味では若干気になりますので、何らかの、他市がどうなっているとか、今日はお話できなかったですけれども、できれば次回にそういう資料もご用意していただければ、議論の内容に含めてもいいなと思いますが、皆さまいかがでございますか。もう一度申し上げますと市長・副市長と、それから議員との間の期末手当のところには差異が出ているというところがちょっと気になると。これは皆さまも今のお話でそうだなと、もしお感じいただけるならば、次回までに資料は難しいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>期末手当も含めました年収とかそういった資料になってくると思いますが阪神間でご用意できたらと思います。調べてみます。</p>
<p>会長</p>	<p>これも他市の状況を調べるのは難しいかもしれませんが、伊丹市も大変関係してきそうな気がいたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>もし他に何かないのであれば、一応本日の内容はこれで終わらせていただいて、次回等について事務局の方からご予定をよろしくお願いいたします。</p>



7	その他 事務局	次回以降のスケジュールの確認等
8	閉会	